



令和 7 林政利第 89 号

令和 7 年 9 月 19 日

都道府県 木材利用担当部長 殿

林野庁林政部木材産業課長

木材利用課長

『森の国・木の街』づくり宣言」に参画する自治体・企業等の募集について

平素より林野行政にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

日本は、国土の約 7 割を森林が占める世界有数の森林国です。豊かな森林資源を次世代に継承するには、「植えて、育てる」ことに加え、「使う」ことによる森林資源の循環利用が不可欠です。

特に、木材を建築物に活用することで、森林が吸収した CO₂を都市に長期間固定することができ、木材は製造時の CO₂排出量が少ないことから、木材利用は地球温暖化の防止に貢献します。

この度、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（SHK 制度）において、木材利用の効果が新たに位置付けられる方向性を取りまとめられました。これを契機に、令和 7 年 10 月 1 日より、「森の国・木の街」の実現に向けて、『森の国・木の街』づくり宣言」に参画（＝宣言）する自治体や企業等の募集を開始しますので、ぜひ参画くださいますよう、ご検討の程、よろしくお願い申し上げます。

また、このことについて、貴管下市区町村及び建築物木材利用促進協定の締結企業等に対しましても、周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 『森の国・木の街』づくり宣言」の概要

本格的な利用期を迎えている森林資源を循環利用し、街の木造化を進める「森の国・木の街」の実現に向けて、自治体や企業等の皆さまが、建築物の木造化や木材利用の効果の見える化に取り組むことを宣言するものです。

2. 参画のメリット

宣言に参画いただいた方を林野庁のウェブサイトで公表するとともに、農林水産省から、建築物の木造化や木材利用の効果の見える化などに関連する情報の提供等を行います。

また、宣言について自社のウェブサイトや名刺などに記載するなど取組を PR することで、環境意識の高い自治体・企業等として社会的評価の向上につながることを期待されます。

3. 募集期間

令和 7 年 10 月 1 日（水曜日）から令和 8 年 3 月 31 日（火曜日）まで

4. 参画方法

本年 10 月 1 日以降、以下の URL から募集用のフォームを開いていただき、必要事項（自治体・企業・団体名、代表者名、担当者名、連絡先等）をご記入ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/rinyahp/20251001-1.html>

5. その他

SHK 制度（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度）において、木材を使った建築物等を新築等により所有することとなった企業や自治体が、自らの温室効果ガス排出量から、その木材利用による炭素貯蔵量を差し引いて報告することができるよう規定を改正予定です（令和 8 年 4 月施行予定）。

（参考）温室効果ガス算定・報告・公表制度における算定方法検討会森林小委員会

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/shk_sinrin.html

6. 参考資料

- ① 「森の国・木の街」づくり宣言（PDF 添付）
- ② 『「森の国・木の街」づくり宣言』の概要（PDF 添付）
- ③ 「森の国・木の街」の実現に向けて（PDF 資料添付）
- ④ 報道発表 URL

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/mokusan/250919.html>

【お問合せ先】

林野庁林政部木材利用課

担当者：木造公共建築物促進班

長谷川、紺野

民間施設木材利用促進班

石原、石倉